

# 令和7年度 丹波篠山市高齢者・障がい者 権利擁護サポートセンター事業計画書



<作成> 令和7年4月1日：丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター

## § 1 丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターの概要

1 名称：丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター（以下、「センター」という。）運営業務委託事業

### 2 センター設置の目的及び委託の経緯

平成28年5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行されました。翌年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」（第1期）が施行され5か年が経過しました。この間、権利擁護の中核機関が次々と設立され、機能充実が図られてきましたが、まだまだ十分な状況でないため、第2期同計画が令和4年度から8年度までの5か年でスタートしました。第2期計画は「「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護の推進」のサブタイトルが付記され、地域共生社会の実現を図ることになっています。

- ① 尊厳ある本人らしい生活を継続するための本人の意思決定支援に基づく成年後見制度
- ② 権利擁護支援の充実と地域連携ネットワークづくり(中核機関のコーディネート機能の強化)
- ③ 優先して取り組む事項(※任意後見制度の利用促進・担い手の確保・育成等)

### 3 センターの所在地及び営業時間と連絡先

- 所在地：丹波篠山市網掛 301 番地(丹波篠山市立丹南健康福祉センター内)
- 営業時間：午前8時30分から午後5時15分(但し土、日、祝祭日及び年末年始を除く)  
相談対象者の希望がある場合や、虐待対応等の緊急性がある場合は、この限りではありません。休日及び時間外等は携帯電話で対応します。
- 連絡先：電話 079-594-2022 FAX 079-594-2039 携帯 080-8535-2651

### 4 センターの職員体制

センターには、次の職員(6人)を配置します。

- 理事長 1名 週4日(火・水・木・金曜日)勤務 (前田 公幸)
- 所 長 1名 週4日(月・火・水・木曜日)の勤務(杉原 一信)
- 専門員 1名 週4日(月・火・木・金曜日)の勤務(玉田 由香)
- 専門員 1名 週5日勤務 (後藤 里美)
- 専門員 1名 週5日勤務 (荒木 弘子)
- 専門員 1名 火曜日の週1日勤務(丸山 逸子)

## § 2 センターの運営方針並びに業務内容

### 第1章 運営方針

センターは、市民の権利を擁護し、誰もが尊厳を持って安心して暮らせる地域社会を築くために、次の三つの心(理念)に基づき活動していきます。

- (1) 逃げない心…支援や相談を必要とする市民及び支援機関の方々に正面から向き合い、問題解決に向けた取り組みを進めていきます。

- (2) 寄り添う心…高齢者・障がい者が尊厳を持った生活を自己決定の元で営めるように、当事者の立場にたった意思決定支援に務めていきます。
- (3) 諦めない心…困難な福祉や生活課題を抱える市民に対して、自律の心を保てるように支援して課題解決の道筋を求めています。

## 第2章 サポートセンターの業務内容（委託仕様書に基づく）

専門職による専門的助言等の確保など、権利擁護支援のネットワーク（権利擁護の地域連携ネットワーク）コーディネートを担う中核機関として、次の業務を実施します。

### 1 広報・啓発

- (1) 研修会の実施等
- ① 専門職への研修実施及び講師(年5回以上)
    - ・権利擁護研修会 介護支援専門員・相談支援専門員対象に開催
- (2) 市民への周知、啓発事業の企画・運営等(年4回以上)
- ① 権利擁護出前教室の開催…住民学習、高齢者大学、学校、金融機関等の講師(随時)
  - ② 権利擁護フォーラムの開催について…高齢者・障がい者虐待防止と権利擁護の普及啓発を図るためにフォーラムを開催します。(年1回…2月)
  - ③ 地域包括支援センター開催の介護セミナー…4地区
- (3) その他
- ① 「News Letterういず・ゆー」(奇数月発行)へサポートセンター事業や専門相談会予定を掲載し、各種団体へ配布。
  - ② 市内医療機関及び金融機関へ成年後見制度パンフレットや権利擁護専門相談会広報を配布。

### 2 相談受付・支援内容の検討等

- (1) 高齢者・障がい者権利擁護専門相談会の開催及び運営
- 権利擁護支援の必要な方(機関)を対象に専門相談会を開催する。
- ① 専門相談会…法律職(弁護士・司法書士)とセンター職員による専門相談の実施  
(月2回 ① 13:30～ ② 14:30～ 無料開催)
  - ② 訪問・出張権利擁護相談会…市法務専門員(弁護士)による相談を実施(随時)
- (2) 権利擁護に関する各種相談対応
- ① 窓口、電話、訪問による相談対応(随時)…市民にとって相談しやすい場所づくりを目指していきます。様々な媒体や機会を活用して普及啓発に努めていきます。
- (3) 権利擁護関係機関連絡調整会議
- ① 地域包括支援センターとの連携…地域包括センターが開催する「個別地域ケア会議」に参加し、個人の課題解決と権利擁護に関する普及啓発に努める。
  - ② 社会福祉協議会権利擁護担当者との連携…社協では日常生活自立支援事業や生活資金貸付事業等の権利擁護関連事業を展開しており、成年後見制度への移行を含めてセンターとの連携が必要な機関であるため、日頃からの連携体制を強化するために必要時ケース会議を開催する。

③権利擁護支援機関資質向上研修会(スーパーバイズ事業)

- ・支援機関に対して、スーパーバイザーによる専門的な助言を行う事業及び事例検討会を実施。(年2回)…固定型

令和7年6月13日(金)
--------------

令和7年12月12日(金)
---------------

④サポートセンタースーパーバイズ事業

- ・サポートセンターが担当するケースで、困難なケースの解決策についてスーパーバイザーより専門的な助言を受ける。

令和7年7月25日(金)
--------------

令和7年11月14日(金)
---------------

(4) 高齢者・障がい者虐待等の権利侵害への相談・対応に関すること

虐待等の権利侵害について、早期に発見し、マニュアルに基づく適正で迅速な対応ができるよう、下記のア～ウの会議や研修会を通じて適切なアドバイスや支援を行う。

ア 支援機関等への虐待対応に関する助言

- 市が実施する判断会議等での助言

イ 病院や施設への権利擁護・虐待問題等の研修等を実施する(随時)

ウ 障がい者基幹相談支援センターとの連携

- ①養護者への支援(随時)

### 3 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見制度の利用に関すること【権利擁護サポートセンター運営業務】

- ①成年後見制度に関する相談対応(随時)
- ②成年後見申立て書類作成に関する助言(随時)

(2) 権利擁護支援の担い手育成等に関すること

ア 丹波篠山市権利擁護支援者養成講座(専門研修)の実施

- 権利擁護支援者養成講座(市民後見人養成講座)の実施(年1回以上)・支援者に対するスキルアップやフォローアップ研修等の実施(年3回)・登録バンクの設置・運営、家庭裁判所等との受任調整、後見活動への支援(随時)

① 専門研修

○実施時期:令和7年6月～11月

○講義時間:10日間(講義)2回(実習)

○会場:丹南健康福祉センター 2階 第一会議室 他

○定員 10名程度

② フォローアップ研修会(年3回)

○対象者:人材バンク登録者20名

(3) 法人後見受任の推進

成年後見制度を担う機関としてウイズ・ユーの法人後見の取り組みがあります。特に市長申立てや虐待等の支援困難ケースについてはチーム支援が可能な法人後見が有効とされています。また、権利擁護支援者養成講座（市民後見人養成講座）の修了者でバンク登録された方々への活動の場として法人受任ケースを担当していただいています。将来的には、法人後見が受任後に落ち着いてきたケースについて、市民後見人として受任していただくことを目指します。

## 4 後見人等への支援

### (1) 権利擁護支援ネットワークに関すること

- ① 他の相談機関等との連携・専門職同士のネットワーク構築を図るために、年1回以上の交流会を実施する。本年度は、成年後見制度利用促進法の制定などの新しい局面を迎えて、それぞれの専門職間の連携認識を深めるための研修等を実施する。
- ② 成年後見制度利用促進の関する意見交換会  
丹波圏域で権利擁護に関わる裁判所や行政及び専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）が集まり成年後見制度利用促進に向けた意見交換会を実施。
- ③ 親族で後見人等をしている方や現に第三者後見を担っている専門職を対象にセンター職員による相談を実施（随時）